

質問に対する回答書

業務名:見附市地域公共交通計画策定業務及び見附市利便増進実施計画策定業務

No.	資料名	頁	項目	記述内容	質問内容	回答
1	第1号様式参加表明書他すべての様式など	表紙等	-	各様式における、本文中の業務名称「見附市地域公共交通計画策定業務」について ※本質問書における業務名称の表記が実施要領と異なっておりますが、様式のまま提出いたします。	本プロポーザルは見附市地域公共交通計画策定業務及び見附市利便増進実施計画策定業務の2業務に対し実施する内容ですが、見積書を除く各様式（企画提案書・業務工程書含む）は2業務を結合して作成してよろしいでしょうか。 その場合、様式に示された業務名称部分を修正しても問題ございませんでしょうか。	見積書を除く各様式（企画提案書、業務工程表等）については、2業務を結合して作成して差し支えありません。 ただし、両業務の内容の違いが分かるよう適切に整理のうえ作成してください。 また、各様式に記載する業務名称については、『見附市地域公共交通計画策定業務及び見附市利便増進実施計画策定業務』の正式名称に修正して提出しても問題ありません。
2	実施要領	6	(4) 審査内容 ③説明資料	企画提案書の配布について	「なお、配布可能な資料は、事前に提出された提案書と同一のものに限る」と記載がありますが、審査当日に改めて提案者からの配布は必要でしょうか（審査時は、審査委員の方々は企画提案書をお持ちと認識しております）。	ご指摘のとおり、事前に提出された企画提案書は、審査委員に配布しております。 なお、本要領における「配布可能な資料は、事前に提出された提案書と同一のものに限る」との記載は、プレゼンテーション当日に追加で資料配布を行う場合においても、事前提出済みの提案書と同一内容のものに限ることを示したものです。 したがって、当日の配布資料は必須ではありません。
3	実施要領	-	-	会社名について	実施要領には、会社名が特定される情報を掲載してはならないとの記載が無いため、全ての提出書類について正本・副本含めて、特段この点への配慮は不要と考えてよろしいでしょうか。	本プロポーザルにおいては、提出書類への会社名の記載を制限する旨の定めは設けておりません。したがって、正本・副本含め会社名等の記載の有無については、提案事業者の判断に委ねるものとします。
4	実施要領	7	(5) 審査項目 見積価格	見積価格の評価点について	審査基準欄には25点、配点欄には20点と記載がありますが、どちらが正しいものとなりますでしょうか。	審査基準欄に記載の「25点」は誤りです。配点欄に記載のとおり、「20点」が正しい配点となります。 したがって、審査は合計100点満点で実施します。
5	実施要領	P7	IV-1 (4) -⑤	(略) なお、プロジェクター等の利用申出は、4月24日（金）までに業務担当課に申し込むこととする。	申し込み方法及び書類様式について詳しく伺いたいです。	プロジェクターの利用申出については、特段の様式を定めておりません。任意様式により、電子メール等で業務担当課へお申し込みください。 なお、申出にあたっては、事業者名、担当者名、連絡先及び使用機器の概要（接続方法等）が分かるよう記載してください。
6	委託仕様書	2ページ目	5-(2)-②	鉄道や路線バス、タクシー等の運行事業者、庁内関係部局、送迎サービス提供者等の地域公共交通関係者を対象にヒアリング調査を行い(略)	ヒアリング対象とする送迎サービス提供者については、貴所で想定されている事業者などはありますでしょうか。	ヒアリング対象とする送迎サービス提供者については、現時点で特定の事業者を限定しているものではありません。 市内において現在、運行を実施している事業者や、本市での運行が現実的に見込まれる事業者等を想定しておりますが、具体的な対象については、業務の進め方を含め提案に委ねるものとします。
7	委託仕様書	3ページ目	7	(2) 地域公共交通計画原案提出期限：令和8年12月21日	「原案」というのは、どの段階での計画書を指すものでしょうか。業務項目(6)の「地域公共交通案」との違いと併せて、ご教示いただきたいです。	仕様書における「原案」とは、地域公共交通計画の素案として、協議会での審議に付す段階のものを想定しています。 また、業務項目(6)の「地域公共交通案」は、協議会での審議や意見等を踏まえ、必要な修正を行った上でとりまとめる最終案を指します。 なお、具体的な検討プロセスや段階的な整理方法については、提案内容を踏まえつつ、契約後に協議の上決定するものとします。